

答申第 829 号

情公第 2626 号

令和 7 年 12 月 17 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県情報公開審査会
会長 田村 達久

行政文書一部公開処分に関する審査請求について（答申）

令和 4 年 12 月 5 日付けで諮問された特定地番の土地に関する文書一部非公開の件（その 8）（諮問第 892 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関である神奈川県知事は、審査請求人からの令和4年8月8日付け行政文書公開請求に対し、令和4年8月19日付けで行った行政文書一部公開決定において非公開とした情報のうち、別表2の「公開すべき情報」欄に掲げる情報を公開すべきである。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づき、令和4年8月8日付けで、神奈川県知事（以下「実施機関」という。）に対して、別表1の「公開請求に係る行政文書の内容」欄に掲げるとおり、行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、実施機関は、令和4年8月19日付けで、別表1の「処分内容」欄に掲げるとおり、行政文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、令和4年10月5日付けで、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

3 審査請求人の主張要旨

- (1) 審査請求人は、実施機関の職員の前で、道水路等境界復元に関する文書を実際に撮影した上で本件請求を行っているにもかかわらず、文書不存在との決定が行われている。
- (2) 実施機関は、特定地番に係る道水路等境界調査復元の申請に際し、事前に測量を行い、土地境界確認書を特定地番の所有者と取り交わした上で、特定市長に申請しており、当該申請に係る文書が存在しているはずであるが、文書不存在との決定が行われたため、本件審査請求を提起する。

4 実施機関（担当：県土整備局住宅営繕事務所）の説明要旨

- (1) 別表1の「公開請求に係る行政文書の内容」欄に掲げる請求1から請求

3までの請求について、平成10年4月20日付で特定市長に道水路等境界調査復元を申請した文書は存在せず、申請書に添付した添付書類も存在しない。執務室内とPDF集積ファイルを含む保存文書を検索したが、存在しなかつた。

- (2) 県有地と民地との境界確認書・境界表示図に記載された住所、個人名及び印影は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、公開されることにより当該個人に不利益を生じさせるおそれがあるため、一部非公開とした。
- (3) 審査請求人に対し、令和4年8月19日付で行政文書一部公開決定通知書を送付しているが、審査請求人は公開文書を受け取っておらず、行政文書の公開に係る催告書を送付したところ、連絡がない。審査請求人は公開文書の内容を確認しないまま、本件審査請求を行っている。

5 審査会の判断理由

- (1) 文書不存在を理由に非公開とした処分について

実施機関は、別表1に掲げる請求1から請求3までの請求について、物理的不存在を理由に非公開決定を行っているため、以下、当該処分の妥当性を検討する。

当審査会が当該請求に係る行政文書公開請求書の記載内容を確認したところ、当該請求はいずれも、平成10年に神奈川県が特定市へ申請したとされる「道水路等境界調査」に関する行政文書（以下「境界調査関連文書」という。）の公開を求めるものと認められる。

この点、当審査会は過去に境界調査関連文書に係る非公開決定の妥当性について、令和7年6月4日付け答申第810号（以下「答申第810号」という。）で判断を行っている。

答申第810号は、「当審査会が実施機関に確認したところ、境界調査関連文書は仮に存在したとしても、その保存期間は実施機関における行政文書の作成や保存等について定める神奈川県行政文書管理規則（略）の別表に規定する『県有財産の処分又は管理に関するもの』であるとして、10年保存文書に該当するとの説明があった。本件請求内容を踏まえれば、境界調査関連文

書は県有地と特定市が管理する道水路等との土地境界の調査に関する文書と認められることから、これを『県有財産の処分又は管理に関するもの』として10年保存文書に該当するとした実施機関の説明は、不自然、不合理ではない。」とした上で、「平成10年から既に10年を超える期間が経過していた本件請求時点（令和2年10月16日）においては、境界調査関連文書の保存期間は満了していたことになる。」として、実施機関の非公開決定を妥当と判断している。

そして、本件審査請求においても、上記判断を覆すに足りる新たな事情が認められない以上、実施機関が請求1から請求3までの請求に対して文書不存在を理由に非公開決定を行ったことは妥当である。

（2）一部公開とした処分について

実施機関は、別表2に掲げる請求4に対して特定した土地境界確認書に含まれる情報の一部が、条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当することを理由に一部公開決定を行っているため、以下、当該処分の妥当性について検討する。

ア 土地所有者の直筆による氏名、住所及び印影について

当審査会が確認したところ、標記情報は、土地境界確認書に直筆で記載された土地所有者の氏名及び住所並びに同書面に押印された土地所有者の印影であると認められる。

この点、当審査会は、過去に標記情報の非公開情報該当性について、令和6年2月28日付け答申第781号（以下「答申第781号」という。）及び令和7年9月30日付け答申第818号（以下「答申第818号」という。）で判断を行っている。

この点、個人の氏名及び住所については、答申第818号において、「直筆で記載された特定地番の土地所有者の氏名及び住所は、条例第5条第1号本文に規定する『個人に関する情報（略）』であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの』に該当することは明らかであり、また、不動産登記法の規定に基づいて何人も請求できる登記事項証明書によつても、土地所有者がどのような筆跡であるかという情報までは知り得ない以上、当該情報は同号ただし書アに規定する『法令又は条例

（略）の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報』には該当せず、また、同号ただし書イからエまでに規定する情報にも該当しないことは明らかである。」として、実施機関が非公開としたことを妥当であると判断している。

また、印影についても、答申第781号において、「当該非公開情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であることから、条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当し、また、同号ただし書アからエまでに規定する情報にも該当しない。」として、実施機関が非公開としたことを妥当であると判断している。

そして、本件審査請求においても、上記各判断を覆すに足りる新たな事情が認められない以上、実施機関が標記情報を条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当するとして非公開としたことは妥当である。

イ 境界表示図中の土地所有者の氏名

当審査会が確認したところ、標記情報は、土地境界確認書中の境界表示図に記載された複数の土地所有者の氏名であると認められる。

標記情報は特定の個人の氏名であることから、条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であることは明らかであるものの、各個人の氏名にはその所有する土地の地番が併記されていることから、標記情報は、不動産登記法第119条第1項の規定に基づいて何人も交付請求できる「登記事項証明書」に含まれる情報として、条例第5条第1号ただし書アに規定する「法令又は条例（略）の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」に該当する。

したがって、実施機関は標記情報を公開すべきである。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表 1

請求	公開請求に係る行政文書の内容	処分内容
1	神奈川県知事（以降「神奈川県」という。）は、特定市が管理している道路、河川、水路等に接する土地との境界を明らかにする。と道水路等境界復元申請の際に、事前に所有敷地内のK 3 鉄錆杭（筆界）とK 4 鉄錆杭（筆界）に接する特定地番所有者との境界線を特定法人が測量し、神奈川県が申請書（平成 10 年4月20付）に添えた「敷地測量図（敷地調査図）」の開示を求める。	非公開 (文書不存在)
2	「神奈川県」は、特定市特定区特定地番所有地内の道水路等境界調査復元の申請に際し、事前に測量し、K 3 鉄錆杭とK 4 鉄錆杭間に朱線を引き、土地境界確認書を特定地番所有者と取り交わした上で、特定市長に申請していることになっていることから、平成 22 年7月 29 日午後 7 時 30 分から、特定区特定町内会館でK 4 鉄錆杭を抜いた位置に、新設したK 4 石杭を戻すと言われた。進捗がないので再度現況確認をしていただき、「神奈川県の保管文書を写真撮影し「K 4 鉄錆杭を抜いて新設した。」との記載に基づき、「道水路等境界復元申請書」写しの開示。	非公開 (文書不存在)
3	「神奈川県」は申請し平成 10 年 7 月 31 日に竣工させている文書を、請求者は神奈川県土整備局住宅営繕事務所で行われた開示の席で撮影している。文書不存在による不開示を継続している理由が不可解。道水路等境界復元申請に際し事前に3月敷地内を測量し添付した「敷地測量図の開示」	非公開 (文書不存在)
4	「境界復元」は、境界はすでに確定しているが不明確になった時に、再度確認する。「神奈川県」は設置されていたK 4 鉄錆杭を抜き、同一の位置にK 4 石杭を新設した。と開示されていることから「境界復元」は該当しない。元のK 4 鉄錆杭のところへ戻す。と説明会を開催した通り戻した上で、「神奈川県」が所有者に境界表示図記載の土地境界確認書に押印署名させた「境界表示図」の原議写しの開示を求める。	一部公開 (条例第 5 条第 1 号該当)
5	「神奈川県」はK 4 鉄錆杭を抜いて請求者の所有地を取り込んで新K 4 石杭を設置していることから、「神奈川県」に確認していただいた土地境界確認書を開示請求したところ、既設K 4 鉄錆杭を斜線（/）で抹消した土地境界確認書を開示している。 上記条例第 9 条 1. 市長は「道水路等と道水路等以外の土地との境界に係る証明を求められた場合は、第 7 条第 1 項の境界調査図に基づき、証明書を交付する	公開

請求	公開請求に係る行政文書の内容	処分内容
	<p>ことができるにより、（特定市長）から申請者は土地境界確認書と境界調査図の写を受領されているにも関わらず、神奈川県は所有者から後から署名押印をもらっている。と偽造した土地境界確認書と境界調査図写を開示した。</p> <p>また、特定市特定区特定地番県所有地内の平成8年度（特定個人宅）分に対し行った特定法人導管敷設申請許可書写の開示。</p>	

別表 2

請求	特定した行政文書	非公開情報	公開すべき情報
4	平成 10 年5月 25 日付け土地 境界確認書	氏名、住所及び印影	境界表示図中の土 地所有者の氏名

別 紙

審 査 会 の 处 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和 4 年 12 月 9 日 (收受)	<input type="radio"/> 諮問
令和 7 年 10 月 31 日 (第 254 回部会)	<input type="radio"/> 審議
令和 7 年 11 月 28 日 (第 255 回部会)	<input type="radio"/> 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏名	現職	備考
板垣 勝彦	横浜国立大学大学院教授	
岩田 恭子	弁護士（神奈川県弁護士会）	
桑原 勇進	上智大学教授	会長職務代理者 (部会長を兼ねる)
鈴持 麻衣	関東学院大学准教授	
田所 美佳	弁護士（神奈川県弁護士会）	部会員
田村 達久	早稲田大学教授	会長
前田 康行	弁護士（神奈川県弁護士会）	部会員

(令和7年12月17日現在) (五十音順)